

参 考 資 料

1 用語解説

あ

1 等米

掲載ページ：24

農産物検査法第3条に基づいて実施される米穀検査（含有水分や粉状質粒割合等の検査）で、最も良質な基準数値をクリアした品質の高い米穀のことです。

稲ホールクロップサイレージ

掲載ページ：26

畜産農家が、飼料作物を密閉して発酵させ飼料用に保存します。いわば飼料作物の「漬物」です。これをサイレージといいます。サイレージの材料として飼料用に栽培した稲を利用したものを稲ホールクロップサイレージ（稲WCS）と呼びます。

エコファーマー

掲載ページ：29

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の提言を一体的に行う計画を県知事に提出し、認定を受けた農業者のことです。

か

ガストロノミーツーリズム

掲載ページ：31

その土地を歩き、その土地ならではの農産物等を食しながら、その土地の文化や歴史を知る旅のスタイルで、主に欧米で普及しているものです。ガストロノミーとは、美食術、美食学を指します。

家族経営協定

掲載ページ：34,35

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定です。

かんがい（施設）

掲載ページ：42

「かんがい（灌漑）」とは、人工的に畑や水田に水を供給することです。

環境保全型農業直接支援対策

掲載ページ：2,29

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、取組面積に応じて助成する等の対策事業です。

間伐

掲載ページ：2,13,82,83,92,93

込みすぎた森林を適正な密度で、健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業です。

基幹的農業従事者

掲載ページ：6,7,8

農業就業人口のうち、ふだん主に自営農業に従事している者のことをいいます。

経営規模拡大奨励金

掲載ページ：2,39,54,55

農用地の集積を通じて農業の中核的担い手農家の育成・確保と農地の有効利用を図るため、利用権の設定を受けた農地の借り手に対して交付している本市単独の奨励金制度です。

経営耕地

掲載ページ：10,11

農家が自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計のことをいいます。経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地 耕作放棄地＋借入耕地。なお、農林業センサスでは、土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としています。

コールドチェーン化

掲載ページ：70,71

生鮮食品などを、生産・輸送・消費の家庭の間で途切れることなく低温で保つ物流方式のことです。これによって広域流通や長期保存が可能となります。

耕作放棄地

掲載ページ：4,10,11,20,42
52,54,55

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、今後数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいいます。

個別経営体

掲載ページ：33

農業の経営を主体的に指して称される農業経営体のうち、世帯単位で事業を行う経営体のことです。

さ

再生可能エネルギー

掲載ページ：1,17,23,76

太陽光、風力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをエネルギー源として、持続的に利用することができると思われるエネルギーのことです。

G I（地理的表示）

掲載ページ：63

G Iは Geographical Indication の略。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年（2014年）法律第84号）に基づき平成27年度（2015年度）から地理的表示（G I）保護制度が始まりました。この制度では、生産地と結びついた特性を有する農林水産物の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護します。平成29年（2017年）12月15日現在、58品目が登録され、長野県内では、「市田柿」、「すんき」が登録されています。

自給的農家

掲載ページ：6,10,11

飯米自給等を主たる目的とする農家のことです。統計上の定義では、経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売額50万円未満の農家のことです。

資源循環型社会

掲載ページ：88

資源を大切にし、環境に極力負荷をかけないライフスタイルの確立に向け、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再使用及び再生利用を推進していく社会のことです。

実需者

掲載ページ：65

農産物を購入して、実際に加工又は販売したりするための需要者のことです。松本市地産地消

推進会議では、実需者代表としてスーパーや小売店、旅館組合、飲食団体、加工業者等の関係団体が参画しています。

集落営農組織

掲載ページ：36,37

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいいます。統計調査上の定義では次のいずれかに該当する取組みを行うものとなっています。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画等に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用する。
- (3) 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営する。
- (4) 地域の意欲ある担い手に農用地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでまとまった営農計画等により土地利用、営農を行う。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で農作業を行う。
- (6) 作付地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う。

主伐

掲載ページ：82,83,89

伐採期に達した樹木を切ることをいいます。

除伐

掲載ページ：82

森林の間引き作業の一つですが、目的樹種以外の侵入してきた樹種を中心に、形質の悪い目的樹種も含めて間引きを行う作業のことです。

人工林

掲載ページ：82

人の手によって植栽された、樹木の生殖に人間が係わった樹木の密集地のことです。

信州の伝統野菜

掲載ページ：24,25,62

地域の人たちに育まれてきた味覚や食文化を、より多くの人に提供・発信することで、伝統野菜の継承と地域振興を図るため、平成19年(2007年)から県で始めた登録制度です。

松本市内産の野菜では「松本一本ねぎ」「稲核菜」「保平蕪」「松本越瓜(まつもとしろうり)」「番所きゅうり」「切葉松本地大根」が認定をされています。

森林施業プランナー

掲載ページ：40,41

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材のことです。

水源のかん養

掲載ページ：13,60,82

土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

捨て作り

掲載ページ：64

植付けは行うが、販売及び収益に結び付かないため、通常の営農管理(栽培管理や収穫)をしないことです。

専業農家

掲載ページ：6,10

農業からの収入のみで生計を立てている農家のことです。また統計上の定義では、世帯員の中

に兼業従事者が1人もいない農家のことです。

戦略作物

掲載ページ：25

食料自給率向上のため、積極的に生産量を増やす政策によって指定された作物(水田への作付けを重点的に支援している麦・大豆・飼料作物、新規需要米(飼料用米・ホールクロップサイレージ用稲・米粉用米等) そば、なたね、加工用米)のことです。

また、産地間競争が進む中、産地化、ブランド化に取り組む作物についても使われます。

総合化事業計画認定制度

掲載ページ：31

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に基づき、農林漁業者等が自ら生産した農林水産物等を用いて行う新商品の開発・生産や、新たな販売方式の導入を行う「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、無利子融資資金の償還期限・据置期間の延長、施設整備等の際の関係法令に基づく手続き簡素化などの支援策を利用できる制度です。

組織経営体

掲載ページ：33

農業の経営を主体的に指して称される農業経営体のうち、世帯単位で事業を行う経営体以外のことです。また一戸一法人についても組織経営体と区分されます。

た

地産地消推進の店登録(制度)

掲載ページ：3,65

地産地消に係る取組みを、市民及び松本に訪れる方々に周知することで、松本地域製品の消費及び需要の拡大を進め、地産地消の推進を図ることを目的に、松本地域産の農畜産物及びその加工品を積極的に取り扱う市内の飲食店等を、「松本市地産地消推進の店」として登録する制度です。

中山間地域等直接支払事業

掲載ページ：2,53,61

中山間地域は、食料生産とともに国土の保全、良好な景観形成などの多面的機能を担っていますが、平地に比べ自然条件や生活条件などが厳しいことから、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、集落組織などへ交付金を交付し、その主体的な活動を支援する事業です。

定年帰農者

掲載ページ：17,34,35,39

農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事することです。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し、農業に従事することも意味します。

土地持ち非農家

掲載ページ：6

農家以外で耕作及び耕作放棄地を合計で5アール以上所有している世帯のことです。

な

認定農業者(制度)

掲載ページ：2,6,10,17,24,25

32,33,37,38,39,55

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自

ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

農業経営体

掲載ページ：3,6,8,9,10,32

農業生産や農作業受託事業に営み、次のいずれかに該当するものをいいます。

経営耕地面積30アール以上、一定の規模で作付・栽培・飼養頭羽・出荷羽数がある、農作業の受託を実施

農業経営体には、販売農家などの「家族経営体」と農業経営する会社や集落営農などの「組織経営体」があります。

農業後継者

掲載ページ：6,32,33

15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者のことをいいます（予定者も含む。）

農業就業人口

掲載ページ：7

農業従事者のうち過去1年間に自営農業のみに従事した者及び農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主な者の人口のことをいいます。

農業従事者

掲載ページ：6,7,34

15歳以上の農家世帯員のうち、過去1年間に自営農業に従事した者のことをいいます。

（参考）農業世帯員の就業状態区分

区 分			仕事への従事状況			
			自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		・その他の仕事のみに従事 ・仕事に従事していない。
				自営農業の従事日数が多い。	その他の仕事への従事日数が多い。	
普段の状況	仕事の主	主に自営農業	基幹的農業従事者 A			
		主に他に従事	農業就業人口 B (Aを含む。)			
		主に農業以外の自営				農業従事者 C (AとBを含む。)
	主に家事・育児					
	主に学生					
	その他					

資料：農林水産省

農業産出額

掲載ページ：6,7,8,10

品目別生産量×品目別農家庭先販売価格の総和額です。品目別生産量には、農業に再投入された種子、飼料等を含みません。品目別農家庭先販売価格には、農産物の販売に伴い交付される各種奨励補助金等を加味しています。

農林業センサス

掲載ページ：6,7,8,9,10,11

12,13,14,20

国が、農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施している調査です。

は

販売農家

掲載ページ：6,8,9,10,11

統計上の定義では、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家のことです。

P D C A サイクル

掲載ページ：5

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するものです。

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）

掲載ページ：5,36,37,55

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」について、集落や地域における話し合いによって、具体的な地域農業の在り方を検討して作成される計画です。

不在地主

記載ページ：82,84

所有する土地がある地域に住んでいない地主のことです。農地や山林の管理が行き届かなくなり荒廃化が進行する事例が見受けられています。

プラチナ世代

掲載ページ：34,35

シルバー世代に代わる名前として用いられている言葉で、渡辺淳一のエッセイである『熟年革命』で出現した言葉であり、元気で活動的な高齢者を指した言葉として使用されています。シルバーというほど地味でもなく、色あせず長年輝き続けるという意味で使われています。

ブロイラー

掲載ページ：8,26

食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3カ月未満で肉用として出荷した鶏のことをいいます（食用種、卵用種を問わず。）

保安林

掲載ページ：14,87,90,91

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことです。伐採行為等の一定制限がかけられます。水源かん養保安林・土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林・飛砂防備保安林などその種類は17種類に及びます。

防護柵

掲載ページ：2,16,17,78,79

野生獣が、農地や集落へ侵入しないよう設置する柵です。本市では電気柵、金網フェンス及びネットによる物理柵の設置を進めています。

ま

松くい虫被害

掲載ページ：14,16,76,77,86,87

「マツクイムシ」という名の虫は存在しません。松くい虫被害の正式名称は「マツ材線虫病」と呼ばれる病気です。マツを枯らす直接の病原体は、体長1ミリにも満たないマツノザイセンチュウという線虫ですが、これを病気にかかったマツから健全なマツに媒介する運び屋（媒介昆虫）がマツノマダラカミキリです。これらの共同作業によって松くい虫被害が発生、まん延します。

松本市食育推進計画

掲載ページ：66,67

地域特性を生かした食育の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、本市が策定した計画です。平成25年(2013年)2月に策定された第2期計画では、本市の食育が目指す方向として、「食にかかわる様々な活動をつなげ、市民一人ひとりの豊かな食習慣を育む」ことを基本理念に掲げています。

松本市地産地消推進計画

掲載ページ：64,65

消費者や実需者の「食」に対する関心が広がりを見せ、平成17年(2005年)3月に国が定めた「新たな食料・農業・農村基本計画」で、自給率向上に向け重点的に取り組むべき方策のひとつとして地産地消の推進が位置付けられました。こうした背景を踏まえ、本市では平成16年(2004年)10月に生産者、消費者、流通業者、実需者としてスーパーや小売店、旅館組合、飲食団体、加工業者等の関係団体、学識経験者、公募による市民を委員とした、松本市地産地消推進会議を設置し、協議した内容を平成18年(2006年)1月にとりまとめた計画です。

松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

掲載ページ：32

農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の実情を踏まえながらその特性に即して、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、営農の類型ごとの効率のかつ安定的な農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標等を示した本市の計画です。

松本新興塾(松本地域営農リーダー育成塾)

掲載ページ：2,33

地域農業の活性化を図りながら、農村を持続的に発展させるため、その担い手となる将来の地域営農リーダーを育成することを目的として、平成5年に開設したものです。現在第9期目の塾生が活動を行っています。

松本農業振興地域整備計画

掲載ページ：1,59

農業の振興を図るべき区域を明らかにして、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて本市が定めた計画です。松本市国土利用計画、松本市都市マスタープランとともに、本市の土地利用に関する基本となる計画です。

や

遊休荒廃農地

掲載ページ：2,11,16,17,23,52
53,56,57,72,73

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。

ユース層

掲載ページ：65,66

若年層のことをいいます。統計では、15～24歳または15～34歳を指すことが多いです。

ら

林齢(りんれい)

掲載ページ：14

森林中の主な樹木の年齢を平均して算出した森林の年齢のことです。

利用権設定

掲載ページ：37

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地を農地として貸借する契約のことです。農地法の許可を受けずに農地の貸借契約が可能となります。また、これにより契約した農地は期間が到来すると貸し手に農地が返還されることとなっていますので、貸し手にとっても安心して契約することができるものです。

りんご新しい化栽培

掲載ページ：24

密植による早期成園化と低樹高小型樹によって、生産性の向上と作業労力の軽減を目的とした栽培技術です。また、従来のわい化栽培は樹勢が強く巨木化となりがちでしたが、新しい化栽培ではそれを抑制しています。

齢級（れいきゅう）

掲載ページ：14

林齢を5年の幅でくくったものです。例えば、1 齢級は、1～5年生の森林のことをいいます。

林業事業体

掲載ページ：14,41,77

他者又は立木の購入により、造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者等のことです。

2 松本市農林業振興計画見直し 策定の経過

日付	内容
25. 5.27	松本市農林業振興計画を策定
29. 3.21	松本市農林業振興条例を制定
9.20	「農林業振興に関するアンケート」を実施
30. 1.24	松本市農業振興地域整備促進等協議会で見直し内容について協議
30. 3	松本市農業委員会で見直し内容について協議
2.14	定例庁議で計画見直し(案)について協議
3. 9	市議会経済地域委員協議会で見直し(案)について協議
3.12	パブリックコメントを実施(4.10まで)
9.25	定例庁議で計画見直しを決定
10.15	市議会経済地域委員協議会で見直し策定を報告